

12月1日から福祉医療制度が変わります

乳幼児医療費助成制度 ☎ 児童福祉課 55-2763

旧	通院の場合		入院の場合	
	対象	0歳～5歳未満	0歳～3歳未満 1日からの入院	3歳～小学校就学前 継続して8日以上入院
自己負担金	1日500円(500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし)		1日 500円	

新	通院の場合		入院の場合	
	対象	0歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前、1日からの入院	
自己負担金	1日500円(500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし)		1日 500円	

制度改正により、現況届の提出が必要な人がいます。該当する人には既に往復はがきで通知済みですので、まだ提出していない人は返送をお願いします。また、新しい受給者証は11月末までに郵送します。

母子家庭等医療費助成制度 ☎ 児童福祉課 55-2763

旧	対象	18歳以下の児童を養育している市内在住・非課税世帯の母(父)子家庭の母(父)とその児童、または両親のいない児童(18歳以下の児童とは18歳に達した最初の3月31日まで)
	入院時の食事	助成対象

新	対象	対象児童の範囲を20歳の誕生日に達する前日までとする
	入院時の食事	助成対象外

助成方法について、県内の医療機関(接骨院など除く)に受診した際の支給申請書の提出が必要なくなります。また、新しい受給者証は11月末までに郵送します。

重度心身障害者医療費助成制度 ☎ 障害福祉課 55-2759

旧	対象	身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A判定の人 特別児童扶養手当1級の人、障害基金年金1級の人		
	入院時の食事	助成対象	自己負担金	全額助成

新	対象	<ul style="list-style-type: none"> 上表に加え、身体障害者手帳・内部障害3級の人(ただし内部障害にかかわる医療費のみ対象) 12月以降の新規申請者で、申請時に65歳以上の方は、通院医療費のみ対象(市民税非課税世帯の方は入院分も対象) 		
	入院時の食事	助成対象外	自己負担金	1か月1医療機関につき500円

助成方法について、県内の医療機関(接骨院など除く)に受診した際の支給申請書の提出が必要なくなります。また、新しい受給者証は11月末までに郵送します。

精神障害者医療費助成制度 ☎ 障害福祉課 55-2759

入院時の食事	旧 助成対象	新 助成対象外
--------	--------	---------



我が家のアイドル




中原 琢海ちゃん H14.3.27生
父・春彦 母・理絵(大淵)
「歌が大好きな琢海くん。
今日もいっぱい歌ったよ」



藤田 空来ちゃん H16.1.26生
父・和宏 母・利香(中央町3)
「その笑顔を見るとみんな
がハッピーになれるよ」



齋藤 美咲ちゃん H14.6.17生
父・秀也 母・由美子(水戸島1)
「これからも明るく元気な毎
日と一緒に過ごそうね!」



大林 蒼依ちゃん H15.11.15生
父・俊一 母・圭子(今泉)
「ハイポーズ!で出発進
行~」